

平成29年7月九州北部豪雨 経営所得安定対策における 被災農家への営農再開支援

朝倉市水田農業推進協議会

平成29年7月九州北部豪雨災害による農地の流亡など甚大な被害を受けたことで、被災農家の営農意欲の著しい低下が懸念されます。

そのため、朝倉市水田農業推進協議会では、経営所得安定対策における産地交付金（注1）を活用し、営農再開に向けた支援を行います。

（注1）産地交付金とは、経営所得安定対策において、地域の実情に応じて収益力の向上に資する取り組みを支援するもの。

■申請方法：経営所得安定対策に係る「営農計画書」および「交付申請書」を6月末までに提出している必要があります。助成を希望する場合は、営農計画書の作物名を修正する必要がありますので、朝倉市水田農業推進協議会（朝倉支所3階）までご連絡ください。

なお、すでに提出済みの営農計画書は、7月中旬ごろに各地区の農事実行組合長、農業振興対策推進委員長を通じて再度配布する予定です。その際に作物名の修正が可能です。

問 朝倉市水田農業推進協議会（☎ 52・1934）

【産地交付金（地力増進作物・景観形成作物）助成内容】

	地力増進作物助成（基幹作）	景観形成作物助成（基幹作）
対象作物※1	ソルガムなど	コスモス、なたね、ひまわりなど
助成単価※2	18,000 円 / 10a （上限 20,000 円 / 10a）	27,000 円 / 10a （上限 30,000 円 / 10a）
対象者	次のいずれかに該当する者 ①平成 30 年度内に復旧工事が完了した被災水田等で耕作する農業者 ②農業用施設の被災などにより、水稻作を断念した被災水田等で耕作する農業者	被災水田等で耕作する農業者
対象農地	①平成 30 年度内に復旧工事が完了した被災水田等 ②農業用施設の被災などにより、水稻作を断念した被災水田等	復旧工事に係る被災農地 ※ただし、平成 30 年度に復旧工事着手が見込まれる被災水田等は除く
要件	①平成 30 年度内に復旧工事が完了した被災水田等で対象作物を作付けすること ②農業用施設の被災などにより水稻作を断念した被災水田等で対象作物を作付けすること	①復旧工事が完了するまでの間、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田等で、対象作物を作付けすること ②区画整理型の復旧工事の被災水田等では、河川復旧工事の支障にならないなど、営農条件について同意し、予め朝倉市と協議を行っていること

※ 1 上記に定める作物以外で水田協議会長が特に認めるときは対象とできる場合があります。

※ 2 予算配分に応じて増額調整するもので、上限単価を確約するものではありません。

※ 3 被災水田等とは、農地の災害復旧工事および農業用施設等の災害復旧工事に係る被災農地と受益地

朝倉市消費生活センターに ご相談ください

商工観光課

朝倉市消費生活センターでは、消費生活についての苦情や問い合わせなどに専門の相談員が対応し、助言や情報提供などを行っています。

■相談内容：身に覚えのない請求、商品の契約やトラブル、振り込め詐欺、多重債務

そのほか、「不審な電話がかかってきた」「悪質商法の被害に遭ってしまった」「契約内容に納得できない」など、心配なことがありましたら、気軽に相談ください。また、多重債務などが原因で起こる「心の病」の相談には保健師が対応します。

平成29年度の相談概要

消費生活センターには、平成29年度に300件の相談が寄せられました。前年度に比べ43件増加しています。

相談内容実績は、商品一般（架空請求等）が45件、放送・コンテンツ等が（42件、インターネット通信サービスが15件などとなっています。

今後、さらに消費者問題は複雑化する予想されます。相談内容も多様化し、複雑なケースもありますので、一刻も早く専門の相談窓口や弁護士に相談することが大切です。「おかしい？心配！」なことがありましたら、気軽にご相談ください。なお、相談者の個人情報保護、相談内容の秘密などは厳守します。

朝倉市消費生活センター

■場所：朝倉支所1階 相談室
■日時：月～金、10時～16時（祝日は除く）
■電話：52・1128（直通）
【臨時消費生活相談】
■日時：2カ月に1回（偶数月）、10時～16時
■場所：《杷木地区》第2水曜日、社会福祉協議会・杷木支所
《甘木地区》第4火曜日、社会福祉協議会・甘木本所（ピーポット甘木・保健福祉センター内）

【相談内容内訳】

相談所	件数	年齢	件数	主な内容
定例相談（朝倉支所）	293 件	10 代	2 件	化粧品、放送・コンテンツ等
臨時相談（社協）	7 件	20 代	20 件	書籍・印刷物、放送・コンテンツ等、健康食品 ほか
		30 代	26 件	商品一般、放送・コンテンツ等、自転車 ほか
		40 代	29 件	放送・コンテンツ等、郵便・貨物運送サービス、商品一般 ほか
		50 代	45 件	商品一般、放送・コンテンツ等、インターネット通信サービス ほか
		60 代	49 件	商品一般、放送・コンテンツ等、レンタル・リース・賃貸 ほか
		70 代	66 件	健康食品、工事・建築・加工、商品一般 ほか
		不明	63 件	相談その他、商品一般、インターネット通信サービス ほか
性別	件数			
女性	113 件			
男性	133 件			
不明	54 件			

夏の交通安全 県民運動

防災交通課

■期間：7月10日（火）～19日（木）
■運動の重点

・子どもと高齢者の交通事故防止
・横断歩道マナーアップの推進
・飲酒運転の撲滅
・自転車の安全利用の推進

飲酒運転は重大な犯罪です

「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない、そして見逃さない」を合言葉に、飲酒運転撲滅に努めましょう。また、夜間に道を歩くときや自転車に乗るときは、ドライバーが確認しやすい明るい服装や反射材用品を着用しましょう。

《市防災交通課・朝倉警察署》

問 市防災交通課 ☎ 28・7554



緊急地震速報 訓練の実施

防災交通課

震度5弱の地震を想定して、同報系防災行政無線とそれに接続している有線放送などにおいて緊急地震速報の放送が行われます。訓練ですので、お間違いないようお願いします。

■日時：7月5日（木）10時ごろ
※気象・地震活動の状況などによっては、中止することがあります。

放送される内容

（上りチャイム）
「こちらは、防災朝倉市役所です。ただ今から訓練放送を行います。」
「（緊急地震速報チャイム音）＋「緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です。これは訓練放送です。」」3回繰り返し
「こちらは、防災朝倉市役所です。これで訓練放送を終わります。」
（下りチャイム）

緊急地震速報とは？

地震発生後、大きな揺れが到達する前に、テレビ・ラジオ・携帯電話・防災行政無線等を通じて気象庁から提供される警報のことです。

問 市防災交通課 ☎ 28・7554

あなたの住民票、不正に取得されていませんか？ 住民票等交付の「通知制度」

市民課

市では、住民票や戸籍などを本人からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に通知します。また、不正請求された場合は、登録の有無にかかわらず通知します。

※第三者とは：《住民票の場合》本人および同一世帯以外の人《戸籍の場合》戸籍に記載された者またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属以外の人（国または地方公共団体の機関による申請を除く）

■受付窓口：市市民課（本庁1階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
■受付時間：平日8時30分～17時15分

■登録できる人：①市内に住民登録をしている人②市内に本籍のある人
※代理人または郵送による申請も可能。
■申請に必要なもの：①申請書 ②本人が確認できるもの（運転免許証など。保険証など顔写真のないものは、複数種類が必要）③本人作成の委任状（委任者名は自筆）および代理人についての本人が確認できるもの（代理申請の場合のみ）
※郵送申請の場合は、本人が確認できるもののコピーと申請書を一緒に送付してください。

※詳しくはお問い合わせください。
問 市市民課 ☎ 22-1113

国民健康保険加入者（70～74歳）へ 「国民健康保険高齢受給者証」が 更新されます

保険年金課

8月1日からの高齢受給者証は、平成29年中の所得判定後、7月下旬に郵送します。医療を受けるときは、必ず保険証と二緒に提示してください。

■一部負担金割合：①1割（昭和19

年4月1日以前生まれ）②2割（昭和19年4月2日以降生まれ）
※ただし、現役並みの所得があった人は3割となります。

問 市保険年金課 ☎ 28-7558

国民年金保険料の納付が 困難なときは

保険年金課

保険料納付が困難なときは保険料免除制度や納付猶予制度が利用できます

保険料免除制度には、所得に応じて全額、4分の3、半額、4分の1免除があります。納付猶予制度とは、所得が少ない人（50歳未満）が保険料を猶予し後払いができる制度です。未納のままにしていた場合、障害年金などを受け取れない場合があります。

【免除・納付猶予の申請】

毎年申請が必要です。申請期間は、7月～平成31年6月までですが、未納期間がある場合は、2年1カ月前までさかのぼって免除申請ができます。審査は日本年金機構で行い、承認されるとその期間の保険料が免除（納付猶予）されます。前年の所得で審査するため、必ず所得の申告をしてください。

また、全額免除・納付猶予の承認を受けた人のうち、継続申請を希望している人は毎年申請する必要があります。しかし、翌年度全額免除・納付猶予に該当せず、一部（4分の3、半額、4分の1）免除に該当する人や、失業や被災などで免除に該当する人は、翌年度も申請が必要になります。

●世帯構成・所得（目安）による免除割合

	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

・実際の基準は所得の内訳や控除、扶養構成等の条件で異なります。
・納付猶予については全額免除と同じ基準を適用します。

■所得審査対象：《免除》申請者本人・配偶者・世帯主の所得《納付猶予》申請者本人・配偶者の所得
【追納制度】
免除・納付猶予の承認期間は全額納付した場合に比べ、受け取る金額が少なくなるため、10年以内であれば後から納付できる追納制度があります。ただし、免除・猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問 市保険年金課 ☎ 28-7561

後期高齢者医療保険料の決定と 保険料の改定

保険料の決定通知書を送付します

7月中旬に、「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を被保険者に郵送します。

保険料等が改定されました

後期高齢者医療制度は75歳以上の人などが加入する制度です。保険料は2年ごとに見直され、平成30・31年度の保険料の計算は左図のとおりです。所得割率が引き下げられ、年間保険料の上限が62万円に改定されました。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。2割・5割軽減の判定所得が引き上げられました（表1）。総所得金額が91万円以下の人の所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止さ

れ、被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の7割軽減は5割軽減になります（表2）。

年間保険料
年間上限額 **62 万円**
＝
所得割額
(総所得金額等
－ 33 万円) × 10.83
＋
均等割額
56,085 円

【表 1】均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の額	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9 割軽減	5,608 円	33 万円（基礎控除額）以下かつ被保険者全員が年金収入80 万円以下（その他各種所得がない）
8.5 割軽減	8,412 円	【33 万円（基礎控除額）】以下
5 割軽減	28,042 円	【33 万円（基礎控除額）＋ 27.5 万円×被保険者数】以下
2 割軽減	44,868 円	【33 万円（基礎控除額）＋ 50 万円×被保険者数】以下

【表 2】被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の保険料（年額）
5 割軽減（所得割はかかりません）	28,042 円

保険年金課

8月から被保険者証が新しくなります

現在使っている水色の保険証の有効期限は7月31日です。8月からは7月下旬に郵送する保険証（うす緑色）を医療機関に提示してください。

8月から限度額適用・標準負担額減額認定証が新しくなります

現在使っている限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日です。すでに減額認定証を持っている人で、平成30年度の市県民税が非課税世帯の人には7月下旬に新しい認定証を郵送します。減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要です。

■申請に必要なもの：被保険者証、印鑑、本人が確認できるもの（運転免許証など）

保険料の減免制度

災害や失業等で保険料の納付が困難となった場合、保険料が減免できる場合があります。市保険年金課へご相談ください。

※後期高齢者医療制度の高額療養費の自己負担額は、今後お知らせします。

問 市保険年金課 ☎ 28-7557

平成30年度 職員採用試験

人事秘書課

朝倉市職員採用試験（平成31年4月1日採用予定）を実施します

■試験案内・申込書配布および申込受付期間：7月18日（水）～8月20日（月）
※市ホームページからダウンロードもできます。

■配布・受付場所：市人事秘書課（本庁3階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

■第一次試験日：9月16日（日）

※試験区分（職種）・採用予定人数・受験資格など詳しい内容は、市ホームページ、広報あさくら7月15日号でお知らせします。

【採用試験説明会】

事前説明会を次のとおり実施します。ぜひ気軽に参加してください。

■日時：7月29日（日）13時30分～受付13時

■定員：50人程度

■申込方法：7月25日（水）17時までに市人事秘書課へ電話（土・日・祝日を除く）または電子メール（jinji@city.asakura.lg.jp）で申し込む。

問 市人事秘書課 ☎ 28-7592

甘木都市計画下水道変更計画案の縦覧

下水道課

下水道事業計画を拡大および削除

朝倉市の公共下水道は、平成7年度に事業着手し、平成29年度末の整備面積は、約602ヘクタールです。

市では、都市計画下水道区域の拡大および削除を計画しています。都市計画変更の決定に先立ち、計画案の縦覧を行います。

※下水道事業計画区域となると、浄化槽を設置する際の補助事業対象区域から除外されますので、ご注意ください。

■縦覧期間：7月9日（月）～20日（金）8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

■縦覧場所：市下水道課（本庁5階）

■意見書の提出：意見がある人は意見書を提出することができます。

■内容：都市計画の種類・名称、土地の区域および位置

《都市計画下水道区域拡大予定地区》

柿原の一部、鳩胸、小田本村、春、小田正信、小隈、平塚、中寒水、草水、相窪

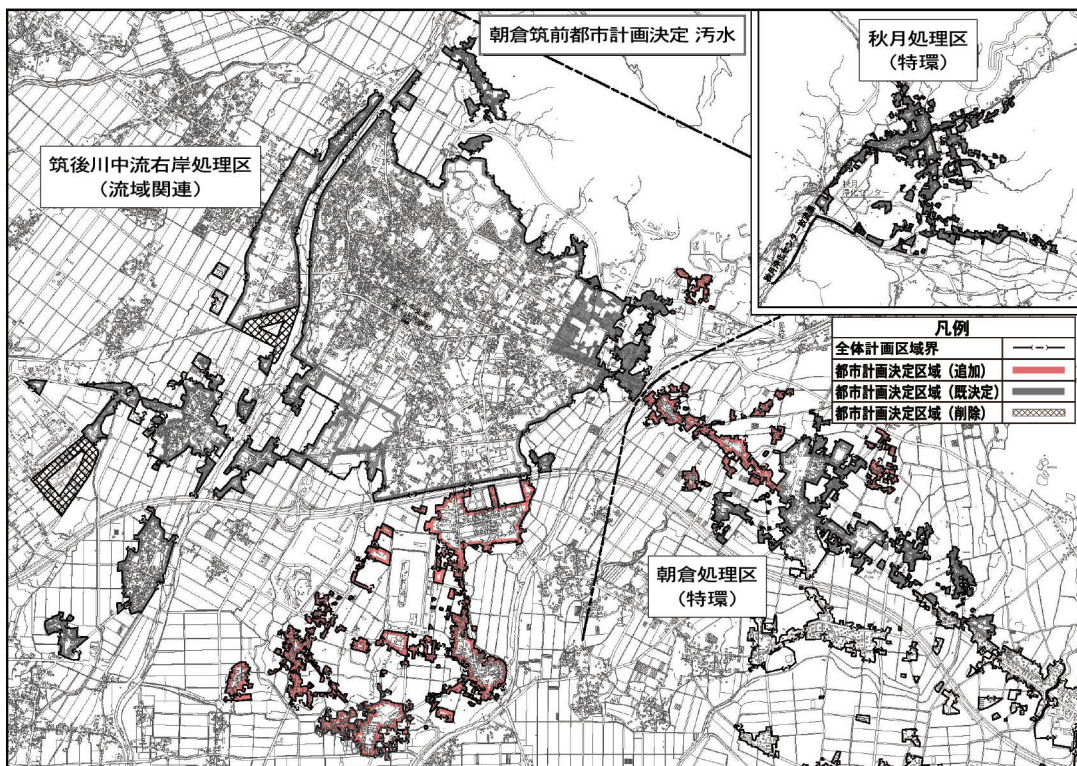
牛鶴の一部、下万願寺、長畑の一部

《都市計画下水道区域削除予定地区》

牛木の一部、馬田の一部、上浦の一部、下浦の一部

問 市下水道課工務係 ☎ 22-1122

【都市計画下水道区域の拡大および削除計画地域】



介護保険負担割合証が更新されます

介護サービス課

介護保険サービスを利用するには「介護保険負担割合証」が必要です

7月末時点で要介護・要支援認定を受けている人全員に、利用者負担の割合が記載された新しい「介護保険負担割合証」を郵送します。介護保険サービスを利用する際は、介護保険被保険者証とあわせて提示してください。

介護保険負担割合

65歳以上で一定以上所得者の介護サービスの利用者負担割合は2割、もしくは3割になります。それ以外の人は1割です。

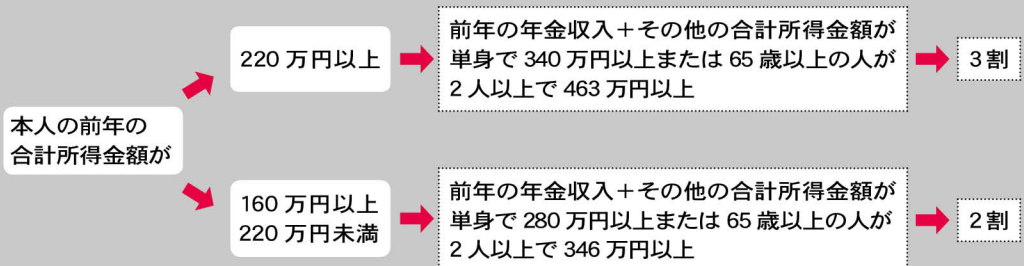
■適用期間：8月1日（水）～平成31年7月31日（水）

問 市介護サービス課 ☎ 28-7585

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
被保険者	フリガナ 氏名 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者の負担割合	適用期間 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 割合 2割 3割 1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです

一定以上所得者の介護保険負担割合



平成30年度 嘱託職員募集

人事秘書課

■任用期間：8月1日（水）～平成31年3月31日（日）（変更の場合あり）

■試験区分：保健師

■職務内容：市健康課での保健師業務

■任用人数：1人

■受験資格：普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、保健師の免許を有する人

■基本報酬（月額）：25万円（平成30年度実績）

■試験日：7月8日（日）（詳細は試験案内に記載）

■試験場所：市役所本庁

■申込先：市人事秘書課 ☎ 838-8601 朝倉市菩提寺4122

■申込期間：7月6日（金）まで

（土・日を除く、8時30分～17時15分）

■試験案内の配布場所：市総合案内（本庁1階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

※市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は試験案内をご覧ください。

問 市人事秘書課 ☎ 28-7592

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部補助金申請受付を開始

環境課

市には、飼い主のいない猫への無責任な餌やりに対して、食べ残しにカラスや害虫が集まるなどの環境衛生上の問題や、過剰繁殖による子猫の産みつけの相談、苦情が多く寄せられています。

そこで、飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑え、ふん尿や鳴き声などの被害を軽減させるため、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費の一部補助を行っています。

■補助金額：1匹につき5千円

■対象：市内に住所を有する個人で、

市内に生息する「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施す人

※飼い猫は補助対象外です。

■申請期間：7月2日（月）～平成31年1月31日（木）

※予算がなくなり次第終了（40件程度）。

■申請方法：申請書に添付書類をつけて市環境課に提出。申請書は市環境課および市ホームページから入手可能。

※申請前に手術をしてしまうと補助の対象外となります。ご注意ください。

問 市環境課（内線65-11）

市営住宅入居者募集

都市計画課

空家が生じた場合の補充入居者募集

申込資格、必要書類などの詳細は、窓口で配布する募集案内をご覧ください。なお、待機順を決める抽選会を8月下旬に行う予定です。

■募集案内および申込書配布・申込受付

《期間》7月2日（月）～17日（火）

《配布・申込窓口》

・市都市計画課住宅係（本庁2階）

・朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

問 市都市計画課住宅係 ☎ 28-7582